慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	性犯罪受刑者の釈放と再犯防止： 保護観察以外の取組みを中心として
Sub Title	Re-offending of released sex offenders and its prevention
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.107- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150227-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

性犯罪受刑者の釈放と再犯防止

――保護観察以外の取組みを中心として――

太　田　達　也

Ⅰ　性犯罪受刑者の再犯防止
Ⅱ　再犯防止措置制度
Ⅲ　大阪府子どもを性犯罪から守る条例
Ⅳ　性犯罪者に対する社会内処遇の在り方

Ⅰ　性犯罪受刑者の再犯防止

性犯罪者は、他の罪種の犯罪者に比べて再犯性が高いと言われる。強姦の検挙人員に占める再犯者（前科又は前歴を有する者）の割合である「再犯者率」は53.3％であり、強制わいせつは44.8％である[1)]。しかし、再犯者率は、いわば過去に犯歴を有する者による再犯の集積であって、「再犯率」とは異なる。厳密な再犯率に関する統計は存在しないが、それに代わる出所受刑者の再入率の統計によると、強姦受刑者の5年再入率は18.5％、強制わいせつは28.5％と、窃盗（48.3％）や覚せい剤（49.3％）は勿論、傷害（40.7％）よりも遙かに低い[2)]。また、法務総合研究所が行った電算犯歴を用いた再犯調査では、初犯で強姦を行った者の同種再犯率は3.0％、強制わいせつが6.5％となっており、窃盗（28.9％）、覚せい剤（29.1％）、傷害・暴行（21.1％）より低い[3)]。

1）警察庁『平成24年の犯罪』（2013）304頁。
2）法務総合研究所『平成25年版犯罪白書』（2013）132頁。
3）法務総合研究所『平成19年版犯罪白書』（2007）229頁。

しかし、だからといって、性犯罪者の再犯が問題でないということには全くならない。性犯罪者の再犯状況は、その対策を考えるうえでも、さらに細かく見る必要がある。強姦受刑者の出所者を釈放事由別に見ると、満期釈放者の5年再入率は23.7％であり、強制わいせつについては37.8％と高い[4)]。また、法務総合研究所が実施した重大事犯受刑者の出所後の再犯調査によると、強姦受刑者の仮釈放者のうち同種重大再犯を犯した者の割合は5.1％、類似性犯罪の再犯者の割合が3.4％であるのに対し、満期釈放者はそれぞれ20.6％、10.3％と、殺人、傷害致死、強盗、放火などより遙かに高い[5)]。さらに、性犯罪ではないが、重大な再犯に至った者の割合も満期釈放者で5.9％と、放火の満期釈放者（7.3％）に次いで高く、仮釈放者では4.0％と、重大犯罪の中で最も高い。即ち、性犯罪者全体で見ると、他の罪種に比べ再犯率は相対的に高くはないが、特に満期釈放になるような性犯罪者の中に性犯罪を繰り返す傾向の強い者がいるということである。

また、科学警察研究所（以下、「科警研」という。）が行った子どもを対象とした強姦被疑者の再犯調査では、20.4％の者が強姦又は強制わいせつの再犯で検挙されており、被害者が子どもである強姦又は強制わいせつの再犯に限っても9.3％が検挙されている[6)]。子どもを被害者とするような性犯罪者の中に性犯罪の再犯が有意に多いことは、法務総合研究所の調査でも明らかにされている[7)]。

以上のことからも、性犯罪者の再犯防止は、その被害の重大性も考えると、極めて重要な刑事政策上の課題である。犯罪対策閣僚会議が平成24年に策定した「再犯防止に向けた総合対策」でも、性犯罪者のうち「再犯リスクの特に

4）法務総合研究所・前掲注2）132頁。

5）法務総合研究所『平成22年版犯罪白書』（2010）277頁。

6）松阪規生「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を含む子どもを犯罪から守るための対策について」警察学論集58巻9号（2005）12-14頁。これは、渡邉和美＝田村雅幸「13歳未満の少女を対象とした強姦事件の犯人像分析」科学警察研究所報告40巻1号（1999）67頁以下の継続研究として行われたものである。

7）性犯罪者処遇プログラム研究会『性犯罪者処遇プログラム研究会報告書』（2006）67-69頁、法務総合研究所『平成18年版犯罪白書』（2006）255-256頁。

高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。」としている[8)]。現在、刑事施設や保護観察においては、認知行動療法に基づいた性犯罪者処遇プログラムが特別改善指導や専門的処遇プログラム（特別遵守事項）として実施されており、出所後の再犯防止にも一定の成果があることが近時の調査でも明らかにされている[9)]。しかし、仮釈放後の保護観察は期間が短く、満期保釈者に対しては何らの対応も取り得ない。

ところで、近年、司法処分としての刑罰や保護観察によらず、釈放後の性犯罪者に対して行政機関が一定の「働きかけ」をする施策が行われている。その一つが平成 17 年に警察庁が導入した再犯防止措置制度であり、もう一つが大阪府が制定した「子どもを性犯罪から守る条例」に基づく社会復帰支援事業である。これらは、いずれも保護観察とは異なる行政上の措置であり、保護観察との連携すら想定していない行政独自の施策である。本稿では、こうした性犯罪者の再犯防止に関する行政的措置の意義や課題を考察し、社会内処遇全体の在り方を考えるうえでの材料としたい。

Ⅱ　再犯防止措置制度

1　成立の背景と経緯

平成 16 年に奈良県で発生した女児誘拐殺人事件の犯人が過去に 2 度の強制わいせつ（同致傷）事件による前科を有していたことから[10)]、アメリカのメーガン法や韓国の性犯罪者情報公開制度（当時）を踏まえ、性犯罪者の出所情報を公開する制度を設けるべきだとの見解が国会議員から示され、自民党では法務部会において議員立法の検討を始めることを決めている[11)]。

8）犯罪対策閣僚会議『再犯防止に向けた総合対策』（2012）6-7 頁、11 頁。

9）法務省矯正局成人矯正課『刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析研究報告書』（2013）、法務省保護局『保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析について』（2013）。

10）奈良地判平成 18 年 9 月 26 日判タ 1257 号 336 頁。

11）毎日新聞平成 17 年 1 月 19 日 2 頁。

これに対し、当該事件の被疑者逮捕から1週間後には、警察庁長官が、国家公安委員会の意見を受け、性犯罪者の住居を警察が把握する制度について法務省と協議に入る旨公表している。その5日後に開かれた法務省との初協議では早くも性犯罪受刑者の出所及び住所情報を法務省から警察庁へ提供する方針が決まり、事件から半年も絶たない平成17年5月に「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置」制度が導入され、同年6月より施行されている（以下、「旧制度」という。）。

2　旧制度の概要

旧制度の概要は、大凡、以下の通りである[12]。13歳未満の者に対する強姦や強制わいせつなどの暴力的性犯罪[13]により懲役（又は禁錮）の刑を執行された者について、法務省が、刑事施設から釈放されるおよそ1か月前に、氏名、生年月日、帰住予定地などの情報を警察庁に提供する。警察庁は、そのうち再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要がある者について登録したうえで（以下、「再犯防止措置対象者」という。）、当該情報を再犯防止措置対象者の帰住予定地である都道府県の警察本部（長）に通知する。通知を受けた都道府県警察本部（長）は、再犯防止措置対象者の帰住予定地を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定し、当該警察署が中心となって性犯罪の再犯防止に向けた措置を取るが、まずは再犯防止措置対象者の出所後、当該警察

12）「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（警察庁生活安全局長・警察庁刑事局長、平成17年5月19日、警察庁丙生企発第48号、丙地発第10号、丙刑企発第26号、丙捜一発第11号）。

13）強制わいせつ、同未遂及び同致死傷、強姦、同未遂及び同致死傷、強盗強姦、同致死及び同未遂、常習強盗強姦（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律4条）、営利目的等略取及び誘拐のうちわいせつ目的のもの及び同未遂。但し、これ以外の罪種のものでも、「当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるもの」については、再犯防止措置対象者として登録するものとされている。なお、平成17年の通達では、平成16年の刑法改正（平成17年1月1日施行）により追加された集団強姦罪（同未遂、同致死傷）は対象犯罪となっていないが、平成23年の通達では対象犯罪に加わっている。

署生活安全課の担当者が帰住予定地に対象者が実際に所在しているかどうか最初の確認を行ったうえで、以後、定期的に（年に2回程度）対象者の所在を確認するというものである。

子どもに対する声かけ・つきまとい事案（以下、「前兆事案」という。）が発生した場合の対応については、特に通達に規定されていないが、まずは、前兆事案で確認された人物像に該当する者が管内の再犯防止措置対象者にいないかどうかを確認し、再犯防止措置対象者が前兆事案に関与していた場合、指導・警告を行うなどして、性犯罪の未然防止に務めるものとされている[14)]。実際に性犯罪が発生した場合においては、再犯防止措置対象者の情報をも活用しながら、捜査を行うことになる。本制度の第一義的な目的は子どもを対象とする暴力的性犯罪の未然防止にあるが、性犯罪発生後の迅速かつ効果的な捜査のために登録情報を活用することも制度の目的とされている。

なお、再犯防止措置対象者が転居した場合は、転居先の警察署や都道府県警察本部に引き継ぎ、所在不明となった場合は、警察本部を通じて警察庁に報告し、データベースに登録したうえで、検挙や職務質問などの機会に所在が判明した時点で当該居住地の警察署に事務を引き継ぐことになる。再犯を行った場合は、一旦登録を解除し、再犯の内容に応じて、再度の登録を検討することになる。

登録には特に期間はなく、通達上は、過去の犯罪経歴や手口、出所後の言動その他の状況から、再犯のおそれが低いと判断するとき、警察本部長は登録の解除を警察庁に求め、特段の事情がない限り、その者の登録を解除するものとされている。

以上の制度の概要は、警察庁が都道府県警察本部に通達によって指示した内容であり、これを基礎としながらも、各警察本部では独自の工夫や取り組みを

14）警察署へ任意同行を求めて事情聴取をした結果、前兆事案を行ったことが確認できたため、顛末書を徴して指導・警告を行った事例を紹介するものとして、原田貢「子ども対象・暴力的性犯罪出所者に対する再犯防止措置制度の見直しの概要等」KEISATSUKORON66巻5号（2011）13-14頁。

行っている。

3　施行後５年間の実施状況と制度の問題点

⑴　所在確認の困難性

平成 17 年 6 月の制度施行から平成 22 年 5 月末までの 5 年間に法務省から情報提供が行われた対象者数は 740 人である[15)]。しかし、このうち 27.0％に当たる 200 人が所在不明ないし所在確認中となっている。

そもそも、再犯防止措置制度は、対象となる受刑者が出所するときの帰住予定地に関する情報に依拠していることから、所在確認に一定の限界があることは否めない[16)]。仮釈放者であれば、地方更生保護委員会によって住居が特定されており（更生保護法 39 条 3 項）、仮釈放後も保護観察が必要的に付され、当該住居に定住する義務があることから（同 50 条 4 号）、保護観察の間は所在の把握に特に困難は生じない。しかし、仮釈放後の保護観察期間は概して短く、長期受刑者を除くと、数か月から半年程度で保護観察が終了するため、仮釈放者でさえ、その後は確実な所在確認方法がなくなってしまう。

ましてや、性犯罪受刑者の約半数を占める満期釈放者の帰住予定地は、あくまで受刑者が自己申告した情報に過ぎず、当該場所への帰住義務もない。帰住予定地を明らかにしない受刑者もいれば、いい加減な（虚偽の）帰住予定地を申告する受刑者もいる[17)]。また、受刑前から借金があり、釈放後、住民登録をするとすぐに債権者に見つかってしまうため、住民登録をしたがらない者も多い。受刑前からどこに住民登録があるのかわからなくなってしまっている受刑者もいる。

15）警察庁生活安全局＝科学警察研究所犯罪行動科学部『「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者」の再犯等に関する分析』（2010）。

16）太田達也「我が国における性犯罪者の再犯防止対策―現状と課題」警察学論集 62 巻 3 号（2009）129-130 頁。

17）埼玉県警によると、法務省から同県に提供される再犯防止措置対象者の居住地情報の約 1 割が「県内」や「親族宅」といった曖昧なものであるとされる。読売新聞平成 22 年 11 月 4 日夕刊 13 頁。

また、所在確認の方法にも限界がある。通達は、再犯防止の措置が対象者の更生や社会復帰の妨げとならないよう厳に配慮しなければならず、対象者が出所者であることを、事情を知らない本人の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めるものと規定しており、そのため、所在確認は表札や郵便受けといった外形的な状況から行うものとされている。

しかし、こうした非接触型の方法では、所在確認は容易でなく、所在不明となっていることを確認するだけでも相当の時間と労力を要する。先の科警研の調査でも、所在確認に至っていない 200 人のうち、所在不明となっていることが確認できたものは 55 人であり、残りの 145 人は所在確認中で、所在不明となっているのかどうかさえもわからない状態である[18]。

さらに、継続的な所在確認は一般的に年 2 回程度とされ、タイムラグがあることから、所在が確認されたとされている者ですら、現時点でそこに所在しているという保証もなく、また長期間、所在不明であることが判明しないままになっている可能性があることが警察庁の担当者によって指摘されている[19]。さらに、行方不明者を発見するのも年に 1 人いるかいないかの程度であるとされる。

⑵　再犯防止措置の効果

再犯防止措置制度の主たる目的は、その名称通り、前兆事案に対し適切な対応を取ることで、子どもに対する性犯罪の発生を未然に防止することにある。しかしながら、制度目的に見合うだけの機能を十分に発揮していると言えるか心許ない。施行 5 年目の調査によると、再犯防止措置対象者 740 人のうち 170 人（23.0％）が再犯により検挙されており、性犯罪による再検挙は全体の 14.2％に上っている[20]。性犯罪のうち暴力的性犯罪による再検挙者は 740 人

18）警察庁生活安全局＝科学警察研究所犯罪行動科学部・前掲注 15）2 頁。

19）上野正史「警察における性犯罪対策―子どもに対する犯罪への対策を中心に」警察学論集 62 巻 3 号（2009）119 頁。

中 63 人の 8.5％であり、さらに子どもを対象とした暴力的性犯罪による再検挙者も 49 人（6.6％）いる。

この調査では出所から調査時点までの期間が受刑者毎にまちまちであり、また再犯の基準を再検挙としているため、刑事施設への 5 年再入率に関する既存統計との比較は困難であるが、科学警察研究所が行った推計によると、再犯防止措置対象者の釈放後 5 年以内の性犯罪再犯率は約 24％であり、満期釈放者に限ると約 29％、仮釈放者では約 18％とされている。この数値は、5 年再入率や他の再犯調査の数値と比べても特に低いものとなっていないことから、施行 5 年目の時点では制度の実効性が上がっている様子は見受けられない。

その原因は、先に掲げた所在確認の問題のみならず、再犯防止措置に内在する構造的な問題にもある[21)]。まず、所在確認を始め再犯防止措置は警察署単位で行われるため、前兆事案が警察署や警察本部の管轄を越えて行われる場合への対応が脆弱である。

また、再犯防止対象者の前兆事案への関与が疑われる場合、最終的には本人に接触し、本人が関与を認めた場合には指導や警告を行うものとされているが、そうした対応を取るのは、やはり相当の蓋然性が確認された場合でなければならないであろう。風体や年齢が近いというだけで管内の再犯防止対象者に接触するとなれば、本人の更生に悪い影響を与えかねず、その見極めが難しい。かといって、前兆事案後、対象者の動静を警察官が監視するのは、現在の警察署（生活安全課）の体制からいって、不可能に近いであろう。

4　制度の見直し

警察庁は、以上の状況を踏まえ、再犯防止措置制度の見直しを行い、平成 23 年 4 月から新たな制度を実施している（以下、「新制度」という。）[22)]。

20）警察庁生活安全局＝科学警察研究所犯罪行動科学部・前掲注 15）2 頁。

21）太田達也・前掲注 16）131-133 頁。

⑴　所在確認の方法

まず、原則として警察官が再犯防止措置対象者の住居を訪問し、同人と接触することにより所在確認を行うこととされた。但し、これが困難な場合は、従来通り、外形的な方法によってもよいとされる。しかし、対象者本人との接触は、更生に向けて努力する本人の意思を挫きかねず、また家族や近隣住民、雇用主などに前科を知られる危険性がないわけではなく、家族関係や雇用に悪影響を及ぼすおそれがある。

そこで、新制度では、該当者に対し、刑事施設収容中に本制度について告知を行うこととし、接触に際しては、対象者の関係者や近隣住民に警察官による訪問を受けていることがわからないよう十分配慮することとされた。

⑵　面談の実施

各都道府県警察本部の子ども女性安全対策班が平成 22 年の 6 月から 3 か月余りの間に性的犯罪の前兆事案で検挙ないし指導・警告した計 397 人に対し意識調査をしたところ、警察に自分のことが知られていたり、警察から指導・警告を受けていたりすればつきまとい等を行わなかったと回答した者がそれぞれ 51％と 69％に上った[23)]。

そこで、新制度では、警察署の担当警察官が再犯防止措置対象者と面談をすることとした。但し、この面談は強制ではなく、警察官が所在確認のため再犯防止措置対象者と接触した際、本人の意向を確認し、面談に同意した者に限っ

22）「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（警察庁生活安全局・警察庁刑事局長、平成 23 年 1 月 13 日、警察庁丙生企発第 2 号、丙地発第 3 号、丙刑企発第 1 号、丙捜一発第 1 号）。具体的な内容については、加藤伸宏「『子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度』の見直しについて」警察学論集 64 巻 5 号（2011）1 頁以下による。

23）加藤伸宏・前掲注 22）13-14 頁。また、法務総合研究所による性犯罪受刑者の調査でも、再犯の不安を感じる者が 13 歳未満の者に対する強姦受刑者で 42%、強制わいせつ受刑者で 48% に達し、再犯をしないためには「誰か、周りに支えてくれる人がよい」と考えている者が 37% ～ 53% 前後いる。性犯罪者処遇プログラム研究会・前掲注 7）83-84 頁。

て行うものである。その目的は、再犯防止に向けた助言・指導を行うとともに、対象者からの相談に応じるなどして信頼関係を醸成するように務め、要望があれば、社会復帰に資する各種支援事業を行う機関・団体を紹介するなどの支援を行うことにある。

通達上、面談の対象は特に限定されていないが、実務上、面談は再犯防止措置対象者のうち再犯を犯す危険性が特に高いと考えられる者を対象としている。具体的には、暴力的性犯罪の前歴を複数回有し、出所時の年齢が 50 歳未満の者、出所後性的犯罪により再検挙された者、出所後前兆事案を引き起こして警察から指導・警告を受けたが、なお性的犯罪を行うおそれがあると認められる者などであるとされる。

⑶　対象者の登録解除

平成 17 年の通達によれば、警察本部長は、再犯防止措置対象者の過去の犯罪経歴や手口、出所後の言動その他の状況から、再犯のおそれが低いと判断するときは、警察庁に対し、再犯防止措置対象者の登録の解除を求め、警察庁は、特段の事情がない限り、登録を解除するものとされており、登録そのものに特に期間や期限は設定されていない。但し、所在確認などの措置は、対象者が前兆事案や性犯罪などを行わず、特に問題がなければ、原則として 5 年、性犯罪前科が他にある場合は 10 年以上を目途として終了するとされている[24)]。

しかし、再犯防止措置対象者の登録は、形式的要件プラス「再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要がある者」という実質的要件を充足する者に対して行うことになっていることから、登録を解除するためには、「再犯防止措置を講ずる必要がなくなった」こと、即ち再犯のおそれが一定程度にまで低くなったという判断をすることを求められるが、その判断は容易ではない。さらに、登録解除は、警察本部長が警察庁に対して要請することになっているが、解除後にかつての再犯防止措置対象者が前兆事案や再犯を起こすこと

24）上野正史・前掲注 19）117 頁。

を懸念する余り、登録解除に消極的になることが予想される。

そこで、新制度では、旧制度と反対に、警察本部長が再犯のおそれがあると判断して、あらかじめ登録の継続を求めた場合において、警察庁が相当と認めるときを除き、再犯防止措置対象者が、出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定の期間経過したときは、登録を解除することとした。これにより、再犯のおそれという困難な評価を回避し、警察本部長の負担を軽減することができる。

⑷　その他の改正点

刑事施設で実施している性犯罪者処遇プログラムの受講状況や出所後の再犯状況などの情報を法務省と警察庁の間で共有することとした。

5　制度の評価

⑴　対象者

再犯防止措置対象者は、被害者が 13 歳未満の場合に限定されている。その理由は、1）子どもを対象とする性犯罪者の性犯罪再犯率が他の性犯罪者より高い、2）子どもの犯罪被害回避能力が低い、3）子どもが性犯罪被害により受ける影響が甚大である、4）被害者の保護者を始めとする地域社会の不安を著しく高める、5）刑法の性行同意年齢が 13 歳以上とされている、ことが挙げられている[25)]。

5）を除くと、これらの理由はそれなりの説得力をもってはいるが、これ以外の者を対象とする性犯罪の再犯防止に向けた対応を取らなくてよい理由にはならない。成人の性犯罪被害者でも PTSD 発症率は極めて高いことが報告されており[26)]、ましてや 13 歳以上の未成年なら尚更である。

13 歳以上の者に対する性犯罪事件を起こした者でも、次の被害者が 13 歳未

25）松坂規生・前掲注 6）8-15 頁、加藤伸宏・前掲注 22）5-7 頁。

26）中島聡美「保健医療・福祉の分野における被害者支援」犯罪被害者等施策講演会第 1 回（2007）に性犯罪被害者の PTSD 有病率に関する研究が紹介されている。

満である可能性もある。科警研の調査でも、子どもを対象とした性犯罪者の再犯のうち約半数は13歳以上を対象としており、子どもを対象とする性犯罪者も成人を含め被害者を広く選んでいることを示している[27)]。従って、地域社会に対する影響も被害者の年齢に関わりなく大きいと言わざるを得ない。子どもの犯罪被害回避能力が低いことはその通りであろうが、成人であっても性犯罪被害の回避能力が高いわけではない。

性犯罪者の再犯率も、程度問題といえば程度問題である。強姦受刑者のうち満期釈放者の同種重大再犯や類似性犯罪を犯した者の割合は、子ども対象性犯罪を犯した者の性犯罪再犯率より一概に低いとは言えない[28)]。

また、再犯防止措置制度は、子どもに対する性犯罪者が、その事前行動として子どもに声をかけたり、つけたりする前兆事件を起こしやすいという性質があることを根拠としている。しかし、後をつけ狙うような行動は、子どもを被害者とする場合でなくとも、行われる可能性はある。また、管内で強姦事件が発生した場合に、次の事件を予防するために情報を活用することも十分考えられる。

さらに、前兆事案の発生後、事後的に対応することを前提とした旧制度と異なり、新制度は、再犯防止措置対象者に対し、接触する形で定期的に所在確認をし、そのうち同意した者に対しては面談を行うといったように、前兆事案よりさらに前の事前予防的な働きかけを行うものである。そうした意味で、旧制度と新制度とでは制度の機能が大きく変化したと言うことができよう。そうなると、何も性犯罪の未然防止は、前兆事案に続いて性犯罪が行われるというパターンを前提とした事案ないし性犯罪者に限定される必要がないことになる。

以上の理由から、再犯防止措置対象者の範囲は、自ずと13歳未満に限られることにはならず、警察署管内に登録されている対象者の規模と実施体制を踏まえた政策的判断次第ということになるように思われる。私見では、未成年を

27）松坂規生・前掲注6）13頁、渡邉和美＝田村雅幸・前掲注6）76-78頁。

28）法務総合研究所・前掲注5）277頁、性犯罪者処遇プログラム研究会・前掲注7）67-69頁。

被害者とする性犯罪受刑者のほか、成人を対象とする者でも、登録に係る性犯罪が複数の事件から成る連続犯のような場合や、以前に性犯罪の前科を有する場合にまで拡大してもよいと考える。

⑵　面談の許容性と有効性

一定の性犯罪者の出所情報を法務省から警察に提供することについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」8 条 2 項 3 号に該当する場合として許容される。再犯防止措置対象者の所在を本人に接触しない形で確認したり、前兆事案が発生し、行為者が再犯防止対象者である蓋然性が高い場合、本人に事情や行動を確認することも、任意の行政警察活動として許される。

これに対し、接触による所在確認や面談は、刑の執行を終えた者に対して直接的に働きかけるものであるため、本人の更生や社会復帰に支障を来すおそれがないかが懸念される。特に、我が国では、旧刑法下の附加刑であった警察監視制度や明治 41 年の監獄法に基づく警察監督制度が、就職の機会を奪ったり、自暴自棄にさせるなど対象者の社会復帰を妨げた経験があることから[29]、再犯防止措置の面談がこの悪しき制度の記憶を喚起する面がないわけではない。

警察は、釈放前に制度の告知を行っていること、本人との接触による所在確認を希望しない場合は、非接触的な方法で行うこと、面談は本人の同意に基づいて行うこと、面談では言葉遣いや接し方に配慮し、対象者の更生に支障を来さないような工夫をすることによって、面談制度は許容され得るとする[30]。しかし、警察庁担当者も指摘するように[31]、警察官との面談は対象者に相当

29）旧刑法の警察監視制度（10 条 4 号、37 条乃至 41 条、刑法附則 2 章）は現行刑法によって廃止されたが、明治 41 年の監獄法で警察による監督制度が導入され（67 条 1 項 2 号、假出獄取締細則明治 41 年 9 月 10 日司法省令第 25 號）、昭和 24 年に犯罪者予防更生法が制定され、その施行法によって廃止されるまで行われた。泉二新熊『改正日本刑法論』有斐閣本店（1910）424-425 頁、正木亮『刑事政策汎論増訂改版』有斐閣（1949）416 頁、齋藤三郎「仮釋放制度の進展」月刊刑政 61 巻 11 号（1950）52 頁。

30）加藤伸宏・前掲注 22）15 頁。

31）同上。

なストレスを与えることは確かであろうし、幾ら支援的な要素をもっているといっても、面談の内容によっては、監視的な性質が全くないとは言えないであろう。

一方、接触による所在確認や面談は本人が同意する場合に限られるため、面談に同意する者がどの程度いるのか不明であるし、更生の意欲に欠ける者、つまり再犯のおそれが高い者ほど面談に同意しないことも予想されることから、制度の有効性や実効性という面からも疑問がないわけではない。

そうしたことから、筆者は、新制度の導入当時、面談制度にはやや懐疑的であった。しかし、実務の状況をいろいろ調べてみると、面談に同意しない対象者がいる一方、自分が再び性犯罪を犯さないか不安であるとして面談を希望する対象者やその保護者が一定数いるようであるし、本人の要望でカウンセリング機関などを紹介したりするケースもあるとされる。性犯罪の前科者がこの種の相談をできる機関は、保護観察中を除くと、他にないことから、警察が理想的な相談機関かどうか異論は大いにあろうが、性犯罪前科者の出所情報を有する警察が面談を行うことで、何より本人に対する支援となる。性犯罪再犯の不安を抱える前科者に何も手を差し伸べず、結果的に再犯に至ってしまうようなことがあるとすれば、新たな被害者は勿論、加害者にとってもこれほど不幸な事はない。

但し、そのためには、面談の実施方法や内容に一定の配慮がなされていることが前提となる。まず、対象者との接し方が威圧的になったり、反対に形式的にならないよう留意する必要がある。面談の頻度も、定期的な所在確認と同時に行われているとすると、原則として年 2 回程度ということになる。しかし、再犯防止措置対象者の状態が不安定であったり、具体的な支援を求めていたりする場合、その状態に応じて適切な指導や対応を取る必要があり、そのために十分な体制を整える必要がある。面談は再犯防止措置実施警察署の生活安全課の警察官が担当するが、小さな署では課全体でも数名しか担当者がいないうえ、生活安全課は非行少年、風俗事件、ストーカー・DV、悪質商法などの経済事件、許認可、防犯など幅広い業務を扱っている。そのため、管内の再犯防止措

置対象者が多かったり、積極的な支援や対応を要する対象者がいたりする場合にも対応ができる体制が求められる。

また、再犯防止措置対象者の状況や問題を的確に把握する必要がある。実務では、警察署の担当者だけでなく、警察本部の担当者も同行する場合があるようであるが、できれば相談やカウンセリングに通じた職員が同行することが望ましい。都道府県警察には臨床心理士の資格をもった警察官が配置されているし、少年サポートセンターにもそうした専門性を有する警察職員がいることから、こうした警察官ないし警察職員が関与できる仕組みを作ることも一案である。

さらに、再犯防止対象者が専門的な支援や治療を受けることを希望する場合に、適切な社会資源に繋げることができるよう、再犯防止措置の担当部署（警察署及び警察本部）において、性犯罪者に対する治療やカウンセリングを行っている病院、精神保健センター、福祉やNPO法人といった社会資源に関する情報収集に努め、連携が取れるようにしておく必要がある。

Ⅲ　大阪府子どもを性犯罪から守る条例

1　条例の背景と概要

大阪府では、平成13年に発生した池田小学校無差別殺傷事件を契機として、安全なまちづくり条例（平成14年3月29日条例第1号）の制定を始め、子どもの安全見守り隊事業や子ども110番運動など子どもの安全を図るための様々な施策に取り組んできている[32)]。そうした中、平成16年に起きた奈良の少女誘拐殺人事件を受けて奈良県で子どもを犯罪の被害から守る条例（平成17年7月1日条例第9号）が制定されたことや、平成22年に石巻市で発生した少年による殺人事件を受け、宮城県において声かけ規制や犯罪者のGPS監視を含めた対策の検討が始まったことに触発され、大阪府議会平成23年2月定例会にお

32）大阪府生活文化部安全なまちづくり推進課「子どもの安全確保に向けた大阪府の取組について」自治大阪平成18年7月号（2006）41頁以下。

いて大阪府の性犯罪状況が問題となり、その対策に向けた府知事の答弁を受け、同年 11 月に青少年健全育成審議会に対し子どもを守るための性犯罪対策の検討事項が大阪府より示された。同審議会では部会を設置して 4 回に亘り審議を行い、同年 12 月に報告書をまとめ[33]、これを踏まえて起草された「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」が、平成 24 年 3 月 23 日、大阪府議会 2 月定例会において可決・成立し、同年 10 月 1 日から施行されたものである。

条例は、子どもに対する性犯罪を未然に防止し、子どもが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とし（1 条）、具体的には、子どもを性犯罪から守るための府や事業者等の責務（3 条乃至 5 条）、子どもに対する性犯罪の防止や安全確保についての啓発活動（7 条）、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為の禁止（8 条乃至 11 条、17 条）に加え、性犯罪の刑期満了者に対する住所等の届出義務と社会復帰支援（12 条乃至 15 条、18 条）を定めている。

2　住所等の届出義務

子どもに不安を与える行為の規制は奈良県の条例や宮城県の動向から影響を受けて導入されたものであるが、これと並んで成立したのが性犯罪出所者に対する住所の届出義務に関する制度である。これは、18 歳未満の者に対し強姦や強制わいせつなどの性犯罪を犯し、自由刑の実刑を受けた者が、刑期満了日から 5 年を経過する前に大阪府に住所を定める場合、住所を定めた日から 14 日以内に、氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日を知事に届けなければならないというものである（12 条）。性犯罪の定義は、基本的に警察の再犯防止措置と同じであるが、大阪府の条例では、部会における意見を入れて[34]、児童ポルノ製造罪（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条 3 項）が加えられている。

33）大阪府青少年健全育成審議会「『子どもを守る』性犯罪対策について（報告書）」（2011）。

34）大阪府青少年健全育成審議会第 4 部会第 3 回議事録 8-9 頁。

この届出は該当者の義務であり、これを怠ったり、虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料に処される（18条）。住所届の義務が生ずるのは刑期満了日から5年以内に大阪府に在住する場合であり、起算点は刑期満了日である。従って、刑事施設から満期釈放で出所した場合は、それから5年以内に大阪に在住する場合に届出義務が生じ、仮釈放となった場合は、仮釈放期間中に届出を行うことが禁じられるわけではないであろうが、届出の義務は仮釈放期間が終了した時点で発生することになろう。これは、仮釈放に伴う保護観察においては、予め住居が特定され（更生保護法39条3項）、或いは自立更生促進センターでの宿泊と指導監督が特別遵守事項として設定され（同51条2項5号）、そこでの居住が義務付けられているため（同50条4号）、所在地が明らかであるし、保護観察による指導監督や補導援護が行われるため、敢えて住所の届出を行わせ、社会復帰支援を行う必要がないからである。なお、条例の施行日（平成24年10月1日）以前に該当犯罪による刑期が満了した者については、制度の適用がない。

届出事項に変更が生じたときは、変更があった日から14日以内にその旨を知事に届け出る必要がある（12条2項）。また、届出を行った者が大阪府の区域外に転出する場合も、同じくその旨を知事に届け出る必要がある（12条3項）。再犯により再び刑事施設に収容されたときは、刑事施設から釈放された時点で、前刑の刑期満了日から5年以内であれば、改めて届出を行わなければならず、もし後刑が対象犯罪によるものであれば、後刑の刑期満了日に届出を行う義務が生じる。

3　社会復帰支援

アメリカのメーガン法や韓国の身上登録・公開・告知制度とは異なり、大阪府の住所届出制度は、性犯罪前科者の情報を住民に一般公開したり、学校など関係機関や警察に提供する制度ではない。その目的は、刑事施設から出所した元性犯罪受刑者に対し、社会復帰のための支援を行うことにある。そのことは、制度の導入に向けて検討を行った部会の審議経過を見ても明らかである[35)]。

条例も、知事は、住所等の届出を受けたときは、まず対象者を訪問するなどして、届出の内容を確認したうえで、その確認が得られた者（以下、「社会復帰支援対象者」という。）に対し、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行うものとすると規定している（13 条 1 項）。条例の文言は「行うものとする」であるが、社会復帰支援を受けるかどうかは社会復帰支援対象者の意思に委ねられており、義務ではない。

また、社会復帰支援対象者は、刑の執行を既に終了していることから、届出内容の確認や初回相談の過程で性犯罪の前科者であることが本人の家族や近隣住民に知られることで、家族関係や住民との関係に支障を来し、結果として社会復帰支援対象者の更生を阻害するおそれがある。そこで、条例は、「社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰支援対象者の意に反して、その家族、近隣住民その他の関係者にその事情を知られないよう十分配慮しなければならない」（同 2 項）との注意規定を置いている。

社会復帰支援の具体的な方法は、概ね、次の通りである[36]。まず、大阪府の担当職員が届出者を訪問して届出内容を確認したうえで、別の機会に改めて臨床心理士の担当職員が初回相談を行い、社会復帰支援の要否を確認する。支援を希望しない場合は、積極的な支援は行わないが、以後の連絡を拒否しない限り、働きかけを継続する。

支援の内容には、就労や福祉に関する相談や紹介など社会生活上のサポートと、認知行動療法に基づく専門的プログラムの提供がある。支援の期間は、届出義務期間と同じ 5 年である。そのため、満期釈放者は勿論、仮釈放者でも相当長期間の支援を行うことが可能である。支援の実施者は、大阪府の担当部署の職員であるが、特に専門的なプログラムについては臨床心理士の職員が担当する。さらに専門的な治療が必要な場合、本人の同意を得て、外部の機関を紹

35）大阪府青少年健全育成審議会第 4 部会第 2 回議事録 15-22 頁、第 3 回議事録 8-13 頁。

36）以下の情報は、大阪府の委託研究の一環として平成 26 年 3 月 22 日に開催された「子どもに対する性犯罪の再犯防止に関する研究会」のシンポジウムでの報告に基づく。

介することもできる。

4　制度の評価

⑴　届出義務の許容性と必要性

性犯罪前科者に登録を義務付け、その情報を公開・提供する海外の制度については、二重処罰の禁止違反、適正手続違反、平等性原則違反であるなどの批判がある一方、裁判所は、これに当たらないとの判断を示している[37)]。

大阪府の条例に対しても、「前科にかかわる事実を公表されない利益が法的保護に値すると判示した平成6年2月8日判決（ノンフィクション「逆転」事件）、及び個人情報について自己の欲しない他者にみだりに開示されない期待が法的保護に値すると判示した平成15年9月12日判決（早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件）に照らしても許されないことは明白である」[38)]との批判がなされているが、大阪府の条例は性犯罪出所者の届出に係る情報を一般住民に広く公開する制度でも、行政機関以外の第三者に提供する制度でもないことから、この批判は当たらないであろう。また、届出者の居住を制限するものではないので、居住移転の自由に対する侵害にも当たらない。

性犯罪前科者に行政上の届出義務を課すことの許容性は、最終的に、義務の付加によって守られる公共の利益と個人が届出によって被る不利益の比較衡量の問題であろう。公共の利益とは、性犯罪前科者の所在地情報を行政機関が把握することによって、その再犯を防止し、子どもの安全を確保することである。

37）Smith v. Doe, 538 U.S. 84（2003）. アメリカにおける性犯罪者登録制度を巡る最近の判例を紹介するものとして、U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Sex Offender Registration and Notification in the United States: Current Cases Law and Issues（2014）. 韓国の憲法裁判所の判例は、형법재판소 2003. 6. 26. 2002 헌가 14, 판례집 15-1, 624［합헌 , 각하］. この判例を紹介したものとして、宣善花「韓国における性犯罪対策の現状と課題」犯罪と非行 170 号（2011）146 頁以下。

38）大阪府弁護士会「大阪府子どもを性犯罪から守る条例制定に反対する会長声明」（平成24年3月6日）。ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決は、最小判平成6年2月8日民集48巻2号149頁、早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件は、最小判平成15年9月12日民集57巻8号973頁。

これに対し、届出者が被る不利益は、担当部署への届出と所在確認及び初回相談を受けなければならない物理的負担と精神的負担である。ただ、公益が個人の不利益を上回ると判断されるのは、子どもに対する性犯罪の再犯状況と社会復帰支援による再犯防止に一定の根拠と合理性が認められる場合である、大阪府は、これを肯定したからこそ、制度の導入に踏み切ったのであろう。しかし、その前提に対する評価が異なれば、反対の結論が導かれることもあり得る。

私見では、届出の目的が希望者への社会復帰支援であるとすれば、届出義務の付加が絶対に許容されないものではないが、より現実的には、任意の届出に止めるという選択肢もあり得たのではないかと考える。大阪府は罰則付の届出義務を課さないと性犯罪前科者の把握は困難であると判断したわけであるが[39]、住所を把握しても、結局、支援を行うかどうかは本人の意思によるのであり、支援を希望する者は、住所の届出義務がなくとも、届出を行うのではないだろうか。楽観的過ぎるかもしれないが、肝心なことは、刑事施設や保護観察において制度の意義や内容についての指導をどれだけ的確に行うかである。

⑵　届出制度の実効性

一定の性犯罪出所者が大阪に帰住した場合に届出義務があることは、大阪府の作成にかかるポスターを刑事施設内に掲示することで受刑者への周知が図られ、ときには刑事施設職員から該当受刑者に制度の告知がなされることがある。また、仮釈放後の保護観察や警察の再犯防止措置による面談などの際にも、条例の制度について説明を行っているようである。そうであるとすると、該当者の全てが大阪府の条例について確実に理解しているとは限らず、関係機関の協力如何によることになる。

また、届出の実効性を担保するために行政罰が定められている。しかし、大阪府では、届出があった者について、個別に法務省に照会する形で該当者かど

39）再犯防止措置の旧制度についても、所在確認が困難なことから、対象者に届出義務を課す制度の可能性が示唆されている。警察政策研究センター「これからの性犯罪対策」警察政策研究 13 巻（2009）57 頁。

うかの確認を行っているに過ぎない[40]。従って、大阪府側では条例の対象者全てを網羅的に把握しているわけではなく、未届の者を確認する術はない。再犯防止措置制度に基づき法務省から警察庁に提供される情報とのすりあわせも行われていない（はずである）。そのため、罰則付の義務とされながら、未届の者に行政罰を科すことは、実務上ない。該当者はその事実を知らないので心理強制は働こうが、それが限度である。その意味でも、住所等の届出を罰則付の義務とする必要性がそれほど高いとは思えない。

大阪府によると、制度施行以来、届出を行う者がかなり出ているとされる。それが罰則付の届出義務による効果かどうかは明らかでないが、実際に支援を希望する者がおり、刑事施設からわざわざ大阪府にまで問い合わせてくる受刑者もいるようであるから、やはり重要なことは、刑事施設や保護観察所と連携をとって、条例の意味や支援の内容を如何に正しく受刑者に理解させるかであろう。

⑶　社会復帰支援の課題

社会復帰支援として行われている認知行動療法は、グッドライフモデルに基づき大阪大学の藤岡淳子教授が開発したプログラムで、大阪の名所に掛けて「通天 49」と呼ばれている[41]。認知行動療法は性犯罪者に一定の再犯防止効果があることが法務省のプログラムでも示されていることから[42]、今後もプログラムの検証を通じて、成果を上げていくことが期待される。

課題としては、刑事施設における矯正処遇や保護観察など刑事司法制度との連携や、警察が実施している再犯防止措置との連携が挙げられよう。現在は、制度の説明や在所証明において刑事施設や保護観察所との連携が見られるが、

40）大阪府では、届出者の在所証明書を発行するよう刑事施設に依頼することについての同意書を届出者から取っている。

41）パメラ・M・イエイツ＝デビッド・S・プレスコット（藤岡淳子訳）「グッドライフ・モデル―性犯罪からの立ち直りとより良い人生のためのワークブック」誠信書房（2013）。

42）注 9）に掲げた法務省矯正局と保護局の報告書参照。

処遇内容などに関する情報の共有ができれば、さらに効果的な支援も可能となろう。矯正処遇の情報は、現在、再犯防止措置制度においては警察本部に提供されているのであるから、同じ自治体である社会復帰支援の担当部署に提供できない法はない。

また、再犯防止措置に基づく所在確認や面談との積極的な連携はないようであるから、もし社会復帰支援対象者が再犯防止措置の面談も受けていれば、それぞれバラバラに行われていることになる。そこで、両者を連動させるような仕組みも考えられる。警察も自治体の機関であるから、法務省から出所情報を警察または社会復帰支援担当部署に提供し、警察は所在確認を行うとともに、面談は主に社会復帰支援の担当者が行い、生活相談や支援、カウンセリング、認知行動療法などは福祉職員や臨床心理士の専任職員が行うといった具合にである。

さらに、再犯防止の必要性は刑事施設からの出所者に限った話ではなく、執行猶予となった者についても同様に考えなければならない。保護観察付執行猶予であれば長い保護観察期間が設定できるが、単純執行猶予に対しては何等の対応も取ることができない。性犯罪で単純執行猶予となった者の中にも、僅かではあるが性犯罪の再犯に至る者がおり（2.9％）、性犯罪以外の犯罪により実刑となる者も 4.9％いる[43]。執行猶予となる者は、住所や身元引受が比較的しっかりとしているから、希望する者に対して、面談や相談などを行うようにすることが検討されてよい。

Ⅳ　性犯罪者に対する社会内処遇の在り方

1　満期釈放および一部執行猶予とその限界

現在、性犯罪受刑者の仮釈放率は、強姦で 57.2％、強制わいせつで 48.3％である[44]。即ち、約半数の性犯罪受刑者は満期釈放となっており、更生に支障

43）性犯罪者処遇プログラム研究会・前掲注 7）61 頁、法務総合研究所・前掲注 7）254 頁。

が生じる可能性の高い性犯罪者に対しては、本人が更生緊急保護を求める場合を除くと、何らの支援も指導も行い得ない。

諸外国には、行状監督（ドイツ）、治療（監護）処分後の保護観察（韓国）、電子監視（アメリカ、韓国等）等、釈放された性犯罪者に対し社会内で監督や指導を行う制度がある。しかし、日本には保安処分制度そのものがないし、電子監視もプライバシー保護や社会復帰の面で問題が多い。

日本では、平成25年6月の刑法等の一部改正等によって「刑の一部執行猶予制度」（以下、「一部執行猶予」という。）が導入された。これにより、刑事施設から釈放された後も、1年から5年の間、猶予期間が設定され、一定の心理規制を働かせることができ、保護観察付であれば、積極的な指導監督や補導援護を行うこともできる[45]。しかし、この一部執行猶予は、宣告刑が3年以下の懲役や禁錮であることや、薬物使用の罪以外では前科がないことが要件とされているため、適用範囲が大幅に限られる。そのため、性犯罪の再犯者・累犯者や3年を超える刑事罰の対象となる強姦殺人のような犯罪者が全て対象から排除されてしまうのは残念としか言いようがない。

2　現行仮釈放制度の限界

一方、仮釈放についても、刑の執行率が高く、強姦（同致死傷を含む）仮釈放者の執行率では90％以上の者が60.0％、80％台が36.9％となっており、強制わいせつ（同致死傷を含む）では35.4％、54.0％である[46]。結果として、これら性犯罪受刑者に対する保護観察期間は数か月から1年未満と極めて短く[47]、

44）法務総合研究所・前掲注2）132頁。我が国では、罪名別の仮釈放率や再入率でさえ公式統計に掲載されておらず、刑事政策や再犯防止施策の樹立に不可欠な基礎統計すら整備されていない。

45）太田達也『刑の一部執行猶予―犯罪者の改善更生と再犯防止』慶應義塾大学出版会（2014）。

46）法務省『2013年版保護統計年報』（e-Stat）表14。

47）少し前のデータとなるが、強姦の保護観察期間は平均7か月、強制わいせつが平均5か月となっている。法務総合研究所・前掲注3）245頁。

仮釈放後の再犯リスクが特に高い3年をカバーすることはできない。さらに、3号観察の期間が3か月に満たない者については、専門的処遇プログラムを特別遵守事項として設定しないことになっている[48)]。

原因は、我が国の仮釈放制度が残刑期間主義を採っていることにある。仮釈放後、受刑者の問題性や処遇の必要性に応じて、一定の期間、保護観察を行い得るようにするためには、考試期間主義を採用することが考えられるが[49)]、裁判所が決めた刑期を超え、または変更して保護観察を行うように見えるため、責任主義違反であると批判されている[50)]。一部執行猶予や社会貢献活動の導入を決定した法制審議会の議論でも、仮釈放の審査・決定に裁判所が関わらない我が国の制度の下では考試期間主義の採用は難しいとして、制度化は見送られている[51)]。

3　性犯罪出所者に対する重層的セーフティネットの構築

これらは、性犯罪受刑者に限った問題ではなく、他の罪種の受刑者にも当てはまる我が国における社会内処遇共通の問題である。性犯罪者を含めた犯罪者の再犯防止のため、刑罰制度の改革や保護観察制度の拡充に向けた検討を進めることが望まれる[52)]。しかし、こうした制度改革が直ちに実現することは余

48）久保貴「刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」警察学論集59巻9号（2006）178頁以下、多久島晶子「保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」犯罪と非行149号（2006）61頁以下、勝田聡＝羽間京子「保護観察所における性犯罪者処遇のあり方について」犯罪と非行176号（2013）215頁以下など。

49）太田達也「仮釈放と保護観察期間―残刑期間主義の見直しと考試期間主義の再検討」研修705号（2007）3頁以下。

50）前野育三「第1編第11章 仮釈放」法律時報47巻5号（1975）96頁。近時の批判として、佐伯仁志『制裁論』有斐閣（2009）71頁、金光旭「中間処遇及び刑執行終了者に対する処遇」ジュリスト1356号（2008）147-148頁等。

51）法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会議事録第12回18-20頁、第13回19頁、第14回24頁。

52）大阪府も、再犯防止の施策は、本来、国が行うべきであって、国に対し刑期満了者を含めた総合的な再犯防止策に関する要望を出している。大阪府「平成26年度国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望」（2013）9頁。

り期待できず、また全てを網羅できる制度になる保証もなく、当面、現行の満期釈放や仮釈放制度による「隙間」が残ることは覚悟せざるを得ない。そうであるとすれば、現行の「隙間」を埋める何らかの手立てを講ずる必要がある。

また、性犯罪者なり、薬物依存者なり、社会の中で一定の処遇や福祉的支援を要する犯罪者については、刑罰や保護観察などの司法的対応だけで改善更生や社会復帰を図っていけばそれで良いというものではなく、本人が指導や支援を望む場合に利用可能な社会資源を整備しておくことも必要である。元性犯罪者の中にも自ら再犯の不安を抱えている者、何らかの相談や支援を求めている者がいることは、再犯防止措置や大阪府の条例の実務からも確認できる。そうした者達が誰にもどこにも相談できないまま、もし結果的に再犯に至るようなことがあれば取り返しがつかない。

現在、日本の病院や保健施設において、性犯罪者に対する治療や処遇を行っているところは極めて限られており[53)]、仮に自分の性的欲求や性衝動について相談したいと思って病院や警察に連絡しても、断られるのがオチであろう。「自分はそのうち人を殺してしまうかもしれないから何とかして欲しい」と警察に真剣に電話してくる者がいるという話を聞いたことがあるが、そうした場合に、何らの相談も支援もできないとすれば不幸なことである。

警察の再犯防止措置制度にせよ、大阪府子どもを性犯罪から守る条例にせよ、多くの課題を抱えていることは確かであるが、これらの施策が現行法制度の「隙間」を埋める仕組みの一つとして維持していくことが当面必要ではないであろうか。刑罰や保護観察のような司法制度上の対応のみならず、司法とも一部連携しながら、より強制力の弱い形で対象者の支援を行う行政上の仕組みを設けるのである。そのためには、社会の中に、性障がいや薬物依存の治療や処遇を行う病院や精神保健センター、民間団体などが整備されていることが前提となる。前科の有無にかかわらず、性加害の不安を感じ、支援や相談を求めている者が利用できる施設や環境があることが重要である。

53）一例として、NPO 法人性障害専門医療センター（SOMEC）がある。

性犯罪の再犯防止や未然防止を全て刑罰や司法制度の上だけで実現しようとするのではなく、刑罰や司法制度とは別に、こうした社会資源がまずは整備され、行政機関と連携することが可能となるように、セーフティネットが何層にも整備されていることが、最も望ましい形である。警察の再犯防止措置制度や大阪府子どもを性犯罪から守る条例も、民間の社会資源と連携する行政上の仕組みとして促え、その形に向けて整備が進められていくことが必要である。